

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部 河川課 計画担当
内線番号	5291

No.	項目	内容
①	処分名	土地の掘削等の許可
②	法令名	河川法
③	法令番号	昭和39年法律第167号
④	根拠条項	第27条第1項
⑤	処分権者	各土木事務所長又は大野ダム総合管理事務所長
⑥	法令の定め	第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	NO.9審査基準のとおり ・河川管理施設等構造令(昭和51年建設省令第13号) ・河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号) ・河川敷地占用許可準則(平成17年3月28日国土交通事務次官通達) ・工作物設置許可基準(平成14年7月12日河川局治水課長通達) ・「河川工作物設置許可基準(案)京都府」(平成3年4月版) ・治水上又は利水上支障を生じないものであること ・「河川施行令の一部を改正する政令の運用について」(平成6年7月8日付け建設省河政発45号、建設省河治発57号建設省河川局水政課長、治水課長通達)記二6 ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から30日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	30日以内
⑫	問合せ	各土木事務所施設保全室、大野ダム総合管理事務所管理課
⑬	備考	